

島根大学プロジェクト研究推進機構
プロジェクトセンター取扱要項

平成24年11月22日
島根大学プロジェクト研究推進機構長決裁

(目的)

第1 この要項は、島根大学プロジェクト研究推進機構規則（平成17年島大規則第32号）第5条第2項の規定に基づいて設置するプロジェクトセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、前項に規定するセンターは、次の各号に定めるところとする。

- 一 継続性が高く、部局を超えた特徴的な教育研究に参加する研究グループであること。
- 二 5年以内の期間を設定のうえ設置するものであり、原則として新たな財源措置は行わないものであること。

第3 センターには、研究活動を統括するセンター長を置く。

(設置手続)

第4 センターの設置は、研究グループの代表者からの申請に基づき、プロジェクト研究推進機構運営会議による審査を経て学長が決定する。

2 センターの設置の申請は、別紙様式による。

(センターの運営)

第5 センターの設置に伴い、新たな研究スペースの提供は行わないこととし、センターにおいて確保する研究費の範囲内で運営することを原則とする。

2 設置されたセンターについては、毎年度見直しを行うこととする。

(事務)

第6 センターに関する事務は、学術国際部研究協力課において処理する。

附 則

この要項は、平成24年11月22日から実施する。

別紙様式

平成 年 月 日

島根大学プロジェクト研究推進機構長 殿

申請者
部 局
氏 名

プロジェクトセンター設置申請書

このことについて、下記のとおり設置の申請をします。

記

プロジェクト センターの名称		
センター長	所属	
	役職	
	氏名	
研究テーマ		
研究概要		
設置希望期間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
設置期間の根拠		
センター兼任教員		
連絡先		
備考 (その他参考となる事項等)		